

（概要）

- 冬季における感染拡大のリスクを最小限にするため学校における感染症対策を強化するために必要となる保健衛生用品等の購入経費を支援するとともに、夏季休業期間の短縮等により研修機会を逸した教職員に対し、新型コロナウイルス感染症対策等にも資する研修等に参加するために必要な経費を支援する。
- これらの支援経費について、学校の感染症対策の徹底を図りながら、コロナ禍に対応するための教職員の資質向上を図りつつ、学校教育活動を円滑に継続するために必要な取組を、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、国が緊急的に措置する。
 - 補助対象：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等
 - 補助率：公立・私立（1/2） 国立（10/10）
 - 交付額：学校規模等に応じ 1 校当たりの上限額（80万～240万円程度）

学校における感染症対策等支援

■ 新型コロナウイルス感染症対策の強化に必要な経費

- ☞ 消毒液や非接触型体温計等の保健衛生用品の追加購入のために必要な経費 
- ☞ 教室における3密対策として、換気を徹底するためのサーキュレーター及びCO₂モニター等の購入経費 
- ☞ 教職員の負担軽減を図るため、教室等の消毒作業を外注するために必要な経費 等 

コロナ対策等に資する教職員研修等支援

■ 教職員の資質向上等に資する研修等に必要な経費

夏季休業期間の短縮等により研修機会を逸した教職員に対し、感染症対策等にも資する研修等に参加するための経費を支援。

※但し、任命権者や服務監督権者が計画して実施すべき研修等は除く。

(例示)

- ☞ 感染症対策等に資する研修等に必要な経費
- ☞ オンライン学習等に資するICT研修等に必要な経費
- ☞ その他自己研鑽、能力開発研修等に必要な経費

※ 受講料、旅費、謝金、図書購入費、会議費等を支援。

